

令和4年8月22日

令和4年8月

茨木市農業委員会定例會議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年8月22日（月） 午後1時30分～2時30分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員（13人）

会長	3番	小濱 邦臣		
副会長	8番	中村 正治		
委員	1番	森 善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田 好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭 周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西 壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本 正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保 瞳子		

4 出席農地利用最適化推進委員（6人）

第1地区	九鬼 実	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	上田 昌彦
第6地区	谷山 正昭	第7地区	辻 清一

5 欠席委員（1人）

委員 14番 中野 稔

6 欠席農地利用最適化推進委員（1人）

第5地区 行田 修

7 農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	梶 日出男	事務局次長	松下 伸弘
主査	奥田 真貴子		

8 議事録署名委員

6番 矢頭 周 7番 西ノ坊 嘉治

9 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
  - (2) 議事録署名委員の指名
  - (3) 付議案件
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請  
議案第3号 茨木市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について  
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）  
報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

## 10 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和4年8月定例会を開会いたします。

現在の出席委員は19名でありますので、会議は成立いたしております。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。

始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでござりますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号、6番、矢頭 周委員、並びに、議席番号、7番、西ノ坊 嘉治委員をご指名申し上げます。

議長

これより付議案件の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、3筆、840m<sup>2</sup>につい

てでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認願います。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があつたものです。

譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適當と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

なお、本件につきましては、中村副会長と地区担当委員、並びに大川委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、順次報告を求めま

す。

久保委員。

久保委員

それでは、8月5日に現地調査を行いました結果について報告いたします。

申請地は、[REDACTED]ほか7筆、地目はいずれも田、

計1, 776. 61m<sup>2</sup>でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道余野茨木線、府道忍頂寺福井線及び市道東福井三丁目安威三丁目線が交わる東福井三丁目の交差点の北西、約120mに位置しております。

転用の目的は工事用仮設現場事務所及び駐車場で、許可日から令和8年12月31日までの一時転用でございます。

周囲の状況は、北側は道路、東側は道路及び水路、南側及び西側は水路でございます。

雨水は既存の水路へ放流し、汚水についても浄化槽で処理し水路へ放流する計画であります。

地元協議も整っており、一時転用することについて問題はないものと思われます。

以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局主査 奥田さん。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、8筆、  
1, 776. 61m<sup>2</sup>についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものです。

内容についてご説明申し上げます。

転用の目的は工事用仮設現場事務所及び駐車場、権利の種類は賃借権、一時転用で、期間は許可日から令和8年12月31日までとなっております。

転用期間満了までに田に復旧する計画でございます。

転用の理由ですが、被設定人は建設業を営んでおり、申請地を借り受け、彩都東部地区C区域土地区画整理事業の工事に伴う工事用仮設現場事務所及び駐車場として整備するものでございます。

事業計画では、工事用仮設現場事務所及び倉庫、建築面積254m<sup>2</sup>、駐車台数は35台となっております。

農地の区分は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団

の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。

土地の選定理由ですが、周辺で農地以外の土地を含め複数の候補地を探しましたが、それぞれ候補とした他の土地では、接道要件を満たせない、面積規模が狭小、従業員の通勤の利便性などの条件を満たすことができなかったことから、他の周辺農地、営農に影響を及ぼすおそれがある当該申請地を選定したものでございます。

なお、農地転用に関し、隣接地権者との協議も済んでおります。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

申請地を一時転用後、田に現状復旧するとのご説明でしたが、現実の問題として、5年間こういった状態で置いて、田に復旧できるのでしょうか。

それは所有者との話合いでその点は、つめておられるんでしょうか。

議 長

事務局、松下君。

事務局

一時転用でございますので、転用事業完了後は原状に復旧するというのが前提でございます。

本件につきましては、仮設事務所を建設するにあたりましては、今は、田の状態になっておりますが、その上にまずブルーシートを被せて、真砂土を入れて、さらにブルーシートを被せてその上に碎石を敷くという計画になっております。

工事完了後、農地に復旧する時は、これらを全て撤去することで、元の農地に、形状としては戻るという計画になっております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

現実に、ブルーシートで土をいれて、それをまたはがして、実際問題田んぼをす

るとなったら、田んぼとか粘土質の土とかあるので、田んぼの土をもう一回引くとか聞いておられるんでしょうか。

議長

事務局、松下君。

事務局

やり方としては様々な方法があるかと思います。

おっしゃった通り、田の土をどこかで受けておいて、後で戻すという方法もあるかと思われます。

今回のところはそういう形態を取らず、現状のまま、上にシートを被せていく、シートを取り除いたら、農地に復元する、そういう技術であると伺っております。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

事後のフォローはされるのですか。契約行為して一時転用で令和8年12月31日に戻すということですが、田に戻ったという確認はされるのですか。

議長

事務局、松下君。

事務局

私ども、農業委員会としましては、農地を原状に戻せる計画性があるということなので許可が出せるかと思われます。

また、実態につきましては、当事者間で賃貸借契約を交わしますが、その契約条項に入っていますので、当事者間で同意されているものと思われます。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

最後は報告をもらうということでしょうか。

議長

最後は農業委員会に、原状回復した旨報告をもらうことになっております。

矢頭委員

4年ということで、期間が長いなと思いまして。

議長

今回は、彩都東部地区C区域土地区画整理事業工事の工期でございます。

農用地であれば法的には3年以内と謳われておりますが、今回は農用地ではございませんので、工事に必要な期間ということで、今回は設定されております。

議長

他にご意見等、ございませんでしょうか。

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ちります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取をしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、議案第3号、茨木市農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきましてを議題といたします。

本意見書の内容につきましては、ふるさと農業再生委員会及び都市農政対策委員会の両委員会で協議していただき、先般、意見書の原案について私と中村副会長、両委員会の正・副両委員長で協議を行いました。

それでは、内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

ただ今より、意見書の内容を朗読させていただきます。

農地等利用最適化推進施策に関する意見書案、茨木市農業委員会。

農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化に伴う担い手や後継者の不足、遊休農地の増加、さらには有害鳥獣や近年の異常気象等による農作物被害等、大きな課題に直面しております。

本市農業委員会では、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化に向け、関係機関や団体と協力し取り組んでいるところであります。

つきましては、今後さらに農業者と関係機関が協力、連携し、本市の農業が持続的に発展できるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、本意見書を提出いたします。

#### 1、営農支援について。

本市において、担い手の育成と確保に向けて、認定農業者や新規就農者、集落営農組織に対する様々な施策を講じられているが、今後、農業の担い手が更に不足することは確実である。

新規就農者が栽培技術や農業経営の知識を習得し、地域農業の担い手として定着していけるよう関係機関や団体と連携し支援されたい。

また、農業用機械の購入や施設整備において一定の支援措置を講じられているが、機械や施設の更新が農業経営上の課題となっていることから、営農継続に意欲のある者から広く支援を受けられるよう、より一層の制度の充実及び周知を図るとともに、営農組合や集落営農の立ち上げについて、設立手順や運用方法について専門的なサポートが必要となった場合には、市において十分な支援を行われたい。

#### 2、遊休農地対策について。

農業委員会において、遊休農地解消のため継続した指導を行っていますが、遊休農地が改善されずに放置され、病害虫が発生し、周辺農地に悪影響を及ぼしている事例もあることから、当委員会・関係機関と連携し、遊休農地の解消を図られたい。

また、農地の法面や水路等の維持管理に関し、農業者の負担軽減のため、農地の保全に向けた地域の活動や組織へのより一層の支援を行われたい。

#### 3、有害鳥獣等対策の強化について。

中山間地域において発生する鳥獣による農作物被害は、収量の減少だけでなく、耕作意欲の減退、遊休農地増加の要因となっている。

イノシシやシカによる農作物への被害を防止するための金網、電気柵等の設置に伴う補助は、本市においても一定措置がなされているが、今もなお被害が多く発生し、営農意欲の低下が懸念されることから、効果的な対策を講じられたい。

また、水田や水路においてジャンボタニシが異常繁殖し、水稻の被害が懸念されることから、関係機関及び団体と連携し、被害防止に向けた支援を行われたい。

#### 4、不法投棄対策について。

農地への空き缶等ごみの不法投棄は、農業用機械の故障の原因となるなど、営農活動に支障を来たし、さらには周辺の環境へも悪影響を及ぼすことから、茨木市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例のより一層の周知に努められたい。

また、中山間地域において、災害の防止と営農環境を保全するため、無断で農地を埋め立て、残土置き場等として使用されないよう、茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例等に基づく指導を徹底されたい。

### 5、災害支援について。

豪雨・台風などにより、畔が崩落する等の被害を受けた農地について、水路や畔の補修等に対する支援を実施されているが、復旧費用が負担となり、営農再開できない農地があることから、災害時には復旧支援が速やかに処置されるよう、市及び国並びに府が連携し、農業関係災害復旧事業の早期採択・予算確保に努められたい。

内容については、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、茨木市長あて意見書を提出いたします。

議長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、5件。

以下、報告第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、9月21日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

それでは、これをもちまして、令和4年8月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会會議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年8月22日

茨木市農業委員会

議長

---

署名委員

---

署名委員

---

